

みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
<http://setagaya-sr.main.jp/>

【今月のテーマ】

- 働き方改革、施行延期へ
- 高齢者「一律65歳」見直し
- 副業の雇用保険適用を検討

働き方改革、施行延期へ

厚生労働省は、働き方改革関連法案の施行日を、現行方針の2019年4月から1年程度延期する検討に入りました。

働き方改革関連法案では、時間外労働（残業）の上限の法定化や、非正規労働者の処遇を改善し正社員との不合理な格差をなくす「同一労働同一賃金」導入などが柱になっていました。この法案の中には収入の高い一部の専門職を労働時間規制の対象から外す「高度プロフェッショナル制度」など、野党の一部が強く反対する内容も含まれています。

22日召集の通常国会では3月末までは予算案などの審議が優先され、法案成立は早くても今年の5月以降になる見通しのため、このままでは労使の制度改正に対応するには時間が不十分であると判断されました。

高齢者「一律65歳」見直し

政府は、「65歳以上を一律に高齢者とみる一般的な傾向は、現実的なものでなくなりつつある」とし、これまでの施策をより柔軟な形に転換する見直し案をまとめました。

具体的には、公的年金の受給開始時期や高齢者の就労促進を促す方針です。

公的年金の受給開始年齢は、現行では原則65歳とされていますが、60歳～70歳の間で選択し受給額を増額させる年金受給の繰り下げ制度が設けられています。この仕組みを70歳を超えた後にまで広げる方針です。

また就労面では、ハローワークに生涯現役支援窓口を設置して再就職をうながします。60～64歳の就業率を20年に67%に引き上げる目標を掲げました。

副業の雇用保険適用を検討

厚生労働省は、副業・兼業の促進策の一環として、複数の企業で働く場合の雇用保険の適用方法について議論する有識者検討会を設置しました。

雇用保険の被保険者は一つの企業で週20時間以上働く人に限られるため、現行のままでは、仕事を掛け持ちして長時間働いても、それぞれの勤務が週20時間未満だと適用されません。そのため、現行制度では適用対象外となっている短時間労働者を救済できるよう制度を見直す方針です。

厚生労働省の推計では、対象外となっている短時間労働者は30万人程度とみられていますが、正確には把握できていないのが現状です。